

「避難指示」に対する非常措置について

西京高等学校附属中学校(京都市中京区西ノ京東中合町)を含む地域に対して避難指示が発令された場合



登校前に発令された場合

解除されるまで自宅待機

解除された場合	警報の解除の時刻等	措置	昼食
	午前 6 時 30 分までに解除になった場合	平常授業	必要
	午前 8 時 30 分までに解除になった場合	3校時から始業 (10 時 30 分より短学活) ※時差登校中は (11 時 05 分より短学活)	必要
	午前 10 時 30 分までに解除になった場合	5校時から始業 (午後 1 時より短学活) ※時差登校中は (午後 1 時 15 分より短学活)	なし
	午前 10 時 30 分現在、発表中の場合	臨時休業	なし

在校中に発令された場合

臨時休業



生徒の安全確保のための必要な措置をとります。その場合は、原則
すぐーるまたは**学校HP**で措置内容をお伝えします。

自宅および通学経路を含む地域に対して避難指示が発令された場合

登校前に発表された場合

命を守る行動を優先！
避難所への避難など

- 可能な状況であれば安否確認を含め、**すぐー**るによる連絡(または電話連絡)をお願いいたします。
- 避難指示が解除され、生徒を登校させる判断をされる場合には登下校の安全を確認の上、**登校予定時刻や通学手段について連絡**いただきますようお願いいたします。
- 避難指示が発令された場合、及び登校できない状況で休む場合は、欠席扱いとはしません。

休日の部活動で登校中に**上記の地域**に避難指示が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。
その際は、原則**すぐー**るまたは**学校HP**で措置内容をお伝えします。

京都市立西京高等学校附属中学校

〒604-8437

京都市中京区西ノ京東中合町 1

TEL:075-841-0010 FAX:075-822-5702

E-mail: saikyofuzoku-c@edu.city.kyoto.jp



発令直後は、電話回線が混雑することが予想されます。
すぐーる または **学校HP** をご活用ください。